

◆平成 30 年 7 月豪雨による『西予市中小企業者等復興補助金』制度のご案内◆

1. 事業の目的

本事業は、平成 30 年 7 月豪雨で被災された中小企業者等に対し、被災された施設等の復旧に要する経費の一部を補助し、早期の事業再開等を応援し復興の一助となることを目的とします。

2. 補助対象者

平成 30 年 7 月豪雨で被災された、西予市内に住所を有する中小企業者等。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(中小企業庁HPより)

3. 補助対象期間

被災日以降に着手し、平成 32 年 3 月 31 日までに完了する事業。

(平成 30 年度は、平成 31 年 3 月 31 日までに完了する事業)

4. 補助対象事業費

平成 30 年 7 月豪雨により被災した事業用施設等の復旧を対象とし、総額が 15 万円以上で、他の補助制度を利用する場合の重複計上は認められない。

なお、保険金等が支払われる場合は補助対象事業費から差し引くものとします。

[対象事業費に含まれるもの(例)]

- ・建物(店舗、工場、事務所、倉庫)及び附属設備(電気・給排水・冷暖房設備等)の修繕等
- ・機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品の購入費等

[対象事業費に含まれないもの(例)]

- ・土地の購入費、加入金等
- ・借入れに伴う支払利息、公租公課(消費税など)、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等

5. 補助率及び補助金額

(1) 補助率 補助対象事業費の 2/3 以内

(2) 補助金額 10 万円以上 150 万円以内

6. 申請期間

平成30年8月6日から平成31年2月28日まで。(先着順ではありません)

7. 申請書類

(1) 交付申請

- ①補助金交付申請書（西予市ホームページからダウンロードできます）
- ②見積書、図面等の写し
- ③全景及び現況の写真
- ④り災証明書の写し（申請者本人の場合、不要）
- ⑤市税の未納がない証明書（申請者本人の場合、不要）
- ⑥申請者以外の者が所有する建物等の場合、申請者と所有者との関係を示す書類及び同意書

(2) 実績報告

- ①実績報告書（西予市ホームページからダウンロードできます）
- ②工事請負契約書又は請書等の写し
- ③工程写真及び完成写真
- ④工事代金等を支払ったことを証する書類の写し（領収書等）

(3) 交付請求

- ①補助金交付請求書（西予市ホームページからダウンロードできます）

8. 申請書等の提出先

市役所経済振興課、各支所産業建設課、西予市商工会

不明な点は

市役所経済振興課 Tel.0894-62-6408

西予市商工会 Tel.0894-62-1240 へお問い合わせください。



がんばろうSEIYO!